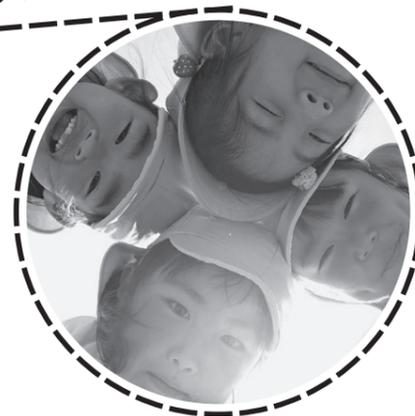


平成27年
4月

子ども・子育て支援新制度が始まりました

安心して子育てできる社会のために



平成24年8月、子ども・子育てをめぐるさまざまな課題を解決するために子ども・子育て支援法が制定されました。この法律と関連する法律に基づいて、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていく「子ども・子育て支援新制度」が今年度から本格スタートしました。この制度のもとで運営される施設には、消費税率引き上げにともなう財源が充てられ、今までよりも充実した子育て支援が行われます。町では、子ども支援課を事務局に「子ども・子育て会議」を設置し、新制度への円滑な移行のために必要な準備を進めてきました。

表2 ◆幼稚園・保育園などの入園手続きの流れ

幼稚園などを利用希望の場合 (1号認定)	保育園などを利用希望の場合 (2・3号認定)
幼稚園などに利用の申し込みをする	1 町に認定申請と保育園の利用希望を申請する
幼稚園などを通じて利用のための認定を申請する	2 町から認定証が交付される
幼稚園などを通じて町から認定証が交付される	3 申請者の希望、保育園などの状況をふまえて町が利用調整を行う
幼稚園などに入園	4 保育園など利用先の決定後に入園

✓ 平成28年度の入園申し込み
幼稚園 は9月・**保育園** は10月
 ※いずれも広報おうらでお知らせします。

表1 ◆支給認定区分

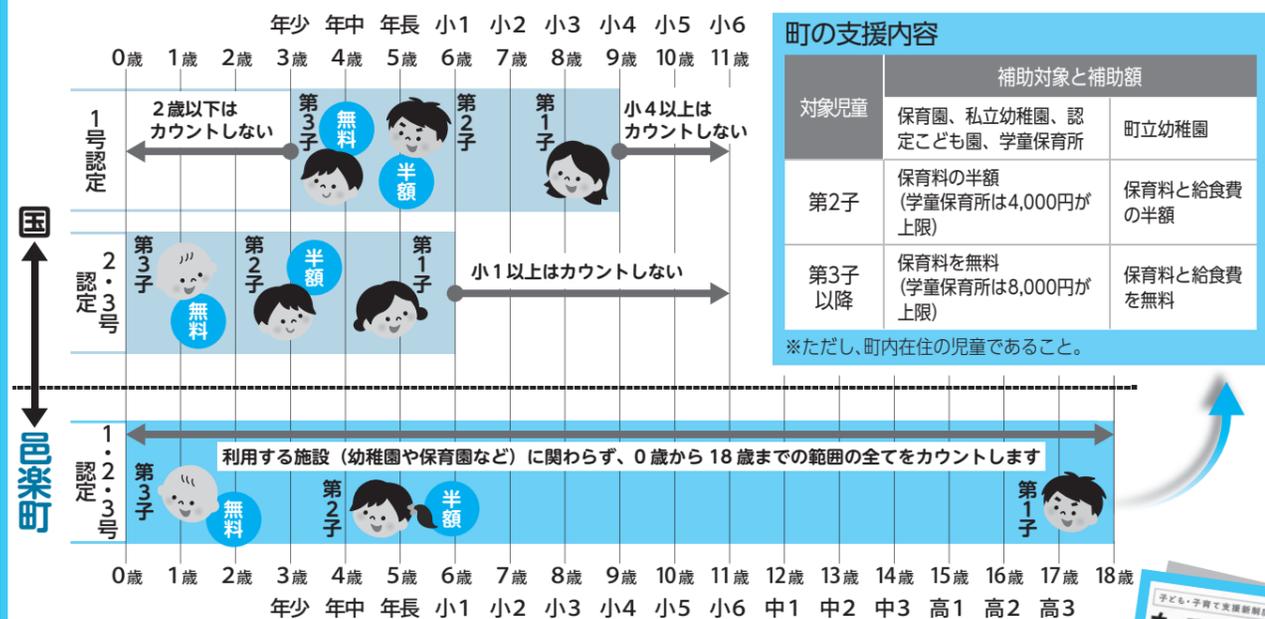
認定区分	対象	利用できる施設
1号認定	満3歳以上で、幼稚園などの教育を希望する子ども	幼稚園、認定こども園
2号認定	満3歳以上で、保育を必要とする子ども	保育園、認定こども園
3号認定	満3歳未満で、保育を必要とする子ども	保育園、認定こども園、地域型保育事業

※2・3号認定は次の3つの基準に基づきます。
 ①保育が必要な事由…保護者の就労(フルタイム・パートタイム・就職活動など)や疾病などの状況に応じた事由の認定
 ②保育の必要量…保護者の就労状況などに応じて、1日11時間まで利用できる「保育標準時間」と、1日8時間まで利用できる「保育短時間」の2区分の認定
 ③優先利用の該当の有無…ひとり親家庭や生活保護世帯など、家庭の状況に応じて認定

独自の制度で子育てを応援します 邑楽町の多子軽減制度



町ホームページでは、さらに詳しく
 邑楽町 子ども子育て 検索



新制度の目的
 新制度では「保護者が子育てについての第一義的責任を有する」という考えのもと、幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することを目指していきます。

「保育の必要性の認定」が必要になります
 新制度では、幼稚園や保育園などの施設(以下、施設)の利用には、教育・保育の必要性の有無や必要量などの認定(「支給認定」といいます)を受ける必要が

あります。支給認定は左ページ表1のように3区分に分かれ、区分によって利用できる施設や入園手続きが異なります(入園手続きは左ページ表2を参照)。

保育料はこうなりました
 新制度に移行する施設の保育料は町内外の施設を問わず、住所がある市町村で定める保育料を払うこととなります。金額は、認定区分や保護者の所得(町民税)の額により算定します。また、毎年4月に行われていた保育料の改定は9月に行われます。

町独自の多子軽減
 多子軽減は、施設をきょうだいで利用する場合に最年長の子どもから順に2人目(半額)と3人目以降(無料)の保育料を軽減する制度です。

国の制度では、多子軽減の対象としてカウントできる児童の年齢が保育園は未就学児、幼稚園では小学校3年生までですが、邑楽町の独自政策として、利用する施設に関わらず、その対象を18歳以下までに拡大しています。さらに、この制度は学童保育所の保育料も対象です。



※新制度に移行していない町外の私立幼稚園や保育園の利用を希望する場合の手続きや保育料は従来どおりです。
 ※子ども・子育て支援新制度のより詳しい情報は、内閣府のパンフレットやホームページで見ることができます。

←子ども・子育て支援新制度のパンフレット『なるほどBOOK』。ホームページでは、外国語版もあります。

内閣府ホームページアドレス
<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/>



町子ども・子育て会議
 会長 川島 功さん
 Kawashima Isao

日本福祉大学卒・風の子保育園元園長。学童保育所や保育園の仕事に40年以上携わり、知り合いの子どもたちや保護者からは、通称「クマさん」と呼ばれている。新制度移行への動向に危機感を持ち、町子ども・子育て会議の委員に公募で立候補した。

【インタビュー】「子育てを楽しめる町」を目指して

町子ども・子育て会議では「町子ども・子育て支援事業計画」の策定を中心に、町の子育て支援事業のあり方について、委員や子育て支援に関係する皆さまと議論を重ねてきました。この新制度の移行に関して「従来の権利としての保育制度が、市場の契約原理に変質してしまうのではないか」という危機感を感じています。一方で、近年の保護者の間では「働きながら子育てをすること」を「自然なこと(権利)」としてとらえる意識が逆に広がっているように感じます。子ども・子育て会議では、制度の動向を静観するのではなく、保護者と一緒に子育てしやすい環境を作れるように活動していきたいです。

